

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年10月24日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

都市整備課

3. 監査の期間

平成26年1月30日～平成26年2月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<ul style="list-style-type: none">市営住宅で高額所得者として認定されている入居者に対して、五泉市営住宅条例に基づいた適正な事務処理に努められたい。	高額所得認定者と面談を行い、事情の把握、移転先の斡旋等を実施しました。明渡計画書の提出を求め、期限を定めた中で円滑に明渡が進むよう努めます。